

# 障害児入所施設の在り方に関する意見等

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

政策委員会委員長 河原 雄一

障害者支援施設部会部会長 榎本 博文



公益財団法人

**日本知的障害者福祉協会**

# 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会の概要

1. **設立年月日** : 昭和9年10月22日

## 2. **活動目的及び主な活動内容**

本協会は、全国の知的障害関係施設・事業所を会員とする組織で、知的障害者の自立と社会・経済活動への参加を促進するため、知的障害者の支援及び知的障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

### 【本協会の主な事業】

- 知的障害に関する調査研究および結果の報告
- 知的障害関係施設・事業所における支援並びに運営の充実に資するための指導
- 知的障害福祉の啓発普及を目的とした各種研修会等の開催
- 社会福祉士養成施設の運営と、専門的な知識・技術並びに確固たる倫理観を有する社会福祉士の養成および施設・事業所職員の資質の向上を図るための研修の実施
- 知的障害福祉に係る専門図書刊行及び研究誌を発行と、国民に対する知的障害福祉の普及啓発
- 関係機関並びに関係団体との連携と知的障害福祉の向上に向けた提言ならびに要望活動
- 地震・台風等の自然災害により被災した知的障害者、家族並びに施設・事業所への必要な支援
- 知的障害関係施設・事業所の経営の安定に貢献するため、全国の知的障害関係施設・事業所の職員を対象とした相互扶助事業及び保険事業の実施。
- 知的障害福祉に顕著な業績を残した者の表彰 等

### 【部会・委員会】

様々な活動を行うため、施設・事業の種類ごとに、または活動の分野ごとに部会や委員会を設けています。

### 【本協会の歩み】

昭和9年10月22日に設立、昭和42年8月8日に財団法人認可、平成25年4月1日に公益財団法人認可

3. **加盟団体数(又は支部数等)** : 全国9地区・47都道府県に支部組織を置く(平成31年4月時点)

4. **会員数** : 6,441施設・事業(平成31年4月時点)

5. **法人代表** : 会長 井上 博

# 障害児入所施設の在り方に関する意見等

## 【視点-1 障害児入所施設の4つの機能から、ヒアリング団体の所管する施設・事業所との関係等について】

1. 障害児入所施設の4つの機能は、「障害児支援の在り方に関する検討会」において当協会から提案したものであり、その方向性にそって、更なる充実・強化を図るため次の施策を講じることを希望します。

(1) 障害児入所施設への入所理由の中で、家庭における養育困難や虐待による入所が増えてきていることから、「発達支援機能」「社会的養護機能」の充実を図るために、①入所施設は将来的にすべて小規模グループケアとする。②障害児グループホームを制度化する。③障害児入所施設に里親やファミリーホームをバックアップする機能を付加する、等の施策は必要である。

(参考資料1)

(2) 「自立支援機能」の充実を図るために、児相・市町村・施設・相談支援事業所等で構成される「自立支援会議」を開催。施設退所後、一定期間小集団による共同生活と自立支援を行う「自立援助ホーム」を創設し「自立訓練支援員」の配置等を柱とする「自立支援システム」の構築を図る。「自立援助ホーム」の入所期間は、入所児童が無理なく社会自立していくために22歳まで入所できるものとする。また、障害児入所施設に在籍し、退所後に障害者支援施設への入所を希望する者で、家庭の支援が受けられない児童を優先的に入所させる措置を講じる必要がある。(参考資料2)

(3) 「地域支援機能」の充実を図るために、在宅障害児及び家族への対応や親子関係の再構築を支援する「家庭支援専門相談員」を配置する。

## 【視点-2 障害児入所施設全般に関して課題と感ずることについて】

1. 障害児入所施設を利用する児は社会的養護の必要な障害児が大きな割合を占めるようになってきた。(参考資料3)このような障害児を養育していくために障害児入所施設はどのような機能を持つが議論する必要があり、児童養護施設や乳児院等の社会的養護施設、里親やファミリーホーム等の家庭養護資源等との関係性や役割分担等を踏まえた検討が必要である。

2. 児童養護施設の職員配置基準が、5.5:1⇒4:1に引き上げられたこととの整合性を図るために、障害児入所施設の職員配置基準も4.3:1からの引き上げが必要である。

## 【視点-3 障害児入所施設に期待することについて】(参考資料4)

1. 児童福祉法に規定されている児童福祉施設のなかで「障害児」が残っている施設は「障害児入所施設」のみとなった。なお、「障害児である前に一人の子どもである」という観点から、今検討会報で「障害児入所施設の名称を「児童発達支援入所施設」に変更することを強く希望する。「児童発達支援入所施設」は、以下の機能を持つこととする。

① 児童発達支援入所施設は、入所支援だけを行うのではなく、地域支援機能を明確に位置づけ、障害児及びその家族を支援する地域における拠点施設としての機能を持つ。

② 入所機能は、本体施設を小規模ケアするとともに、グループホームやファミリーホームの開設・運営・支援、里親支援等の機能を持つ。

③ 児童の入所にあたっては、児童相談所を中心として市町村・施設を交えた入所調整会議を実施するとともに、退所後の自立支援に向けての自立支援会議を開催し、入所児童の社会自立を支援する。(視点2-2再掲)

## 【その他】加齢児支援について

### 1. 地域資源の実情

#### (1) 生活の場(障害者支援施設)

・現在開所している障害者支援施設の75%が、昭和46年から平成12年の30年間に設置された。(参考資料5)平成14年12月24日に閣議決定された「障害者基本計画」により入所施設は、地域の実情を踏まえ真に必要なものに限定され、新設は減少傾向にある。平成18年度以降の障害福祉計画では、入所施設の利用定員を減らし地域移行にするための数値目標が設定された。施設整備にあたっては、一人当たりの居室面積等設備基準が6.6㎡から9.9㎡になり、改修等において現行の定員分の居室の確保は難しい状況である。

・その一方で、老朽化による大規模修繕や建て替えの際、プライバシーへの配慮等を目的に、居室を4人部屋等から2人部屋や個室化する。また、ユニットケア小舎制を導入し、意思決定支援の推進や特別な支援を要する利用者への配慮、生活環境や生活の質の向上を各施設とも目指す努力を行っている。

・社会保障審議会障害者部会の資料で示された通り、現在の入所施設は、高齢化・重度化傾向にある。また、50代での老化・早期退行等の課題がある。(参考資料6・7)それに対しては、施設の強みを活かし専門職スタッフによるチームケアを実施している。第6期障害福祉計画策定に向け、障害者支援施設の入所施設の在り方についての実態調査が実施された。今後、重度高齢化・看取り・著しい行動障害のある方への支援・医療的ケアの必要性について対応策を検討し、障害者支援施設の機能を十分に活用した施策の推進が望まれる。

・加齢児を成人の入所施設で受け入れるにあたっては、20歳前後の元気な若い者と、現在入所している動きの穏やかな高齢者等の支援について、安全面の確保から、ハード面・ソフト面の相当な配慮が必要である。また、県単位で、千人を超え入所施設を希望する地域もあり、加齢児の入所調整にあたっては、加齢児の移行者数と入所の待機者の実態を把握し、地域の実情を踏まえ行政の関与・調整が重要だと考える。自治体行政における子どもの支援は子ども課等、障害者支援は障害福祉課等で対応する縦割り行政の弊害が児童期から成人期へのスムーズな移行を困難にする一因となっている。成人の施設関係者も障害児支援にかかる政策会議やワーキンググループに参画し、縦割りにとらわれることなく課題を共有し、問題解決に向けた関係を構築する必要がある。

#### (2) 生活の場(共同生活援助事業)

・共同生活援助事業は、入所施設や在宅からの移行者の「生活の場」としての役割を果たし、設置数も増加している。加齢児の移行にあたっては、18歳を迎える数年前からGHの体験入居等を行い生活のイメージをつける必要があると考える。

#### (3) 相談支援事業所

・特定指定相談事業所で、加齢児に関わる入所相談を受けているケースがあるが、決定権を持たない民間事業者が障害者支援施設を探し、入所までの調整を行うことは非常に困難である。支給決定の権限を持つ市町村行政が責任をもって介入し、行政責任として加齢児支援を行うことが重要である。

## 【その他】加齢児支援について

### 2. 加齢児支援の対応

#### (1) 国・地方自治等の行政責任による「自立援助システム」の早急な構築

・加齢児の経過措置が2021年3月末まで延長されたが、18歳(又は20歳)以降、入所児が地域生活、一般就労、福祉的就労、障害者支援施設等へと速やかに移行できるよう、国の責任において、障害者施策との連携を図るため退所後の自立支援を見据えて、都道府県や市町村等の行政機関が、入所直後から積極的に関与し、本人・保護者・児童相談所・市町村・相談支援事業所・特別支援学校・障害福祉サービス事業者・障害児入所施設等が参加する自立支援会議の実施を義務づける等の「自立援助システム」の構築し、自治体(市町村)に対し、地域全体で責任を持って子どもの自立支援を行うことが重要である。(参考資料2)

#### (2) 第二期障害児福祉計画と第六期障害福祉計画について

・上記の次期福祉計画の策定にあたっては、加齢児に関する計画的な支援策を作成し、双方の計画の整合性を図ることが重要と考える。

#### (3) 障害児入所施設を利用時から、障害者総合支援法の障害福祉サービス等を体験する機会の構築

・障害児入所施設から18歳になって退所する前から、生活のイメージをもってもらうため「障害者支援施設・共同生活援助事業等」を体験的に利用する機会を系統的に構築することが必要と思われる。

#### (4) 国として積極的な施策の実施

- ・加齢児を積極的に受け入れた生活の場の事業(障害者支援施設・共同生活援助事業等)に対し、報酬上の評価(加算等)を創設する。
- ・一定割合、加齢児を専門的に受け入れることを目的とした共同生活援助事業を新設する際の、施設整備費補助を優先し、一定の補助金を上乘せするなどの措置を講じる。

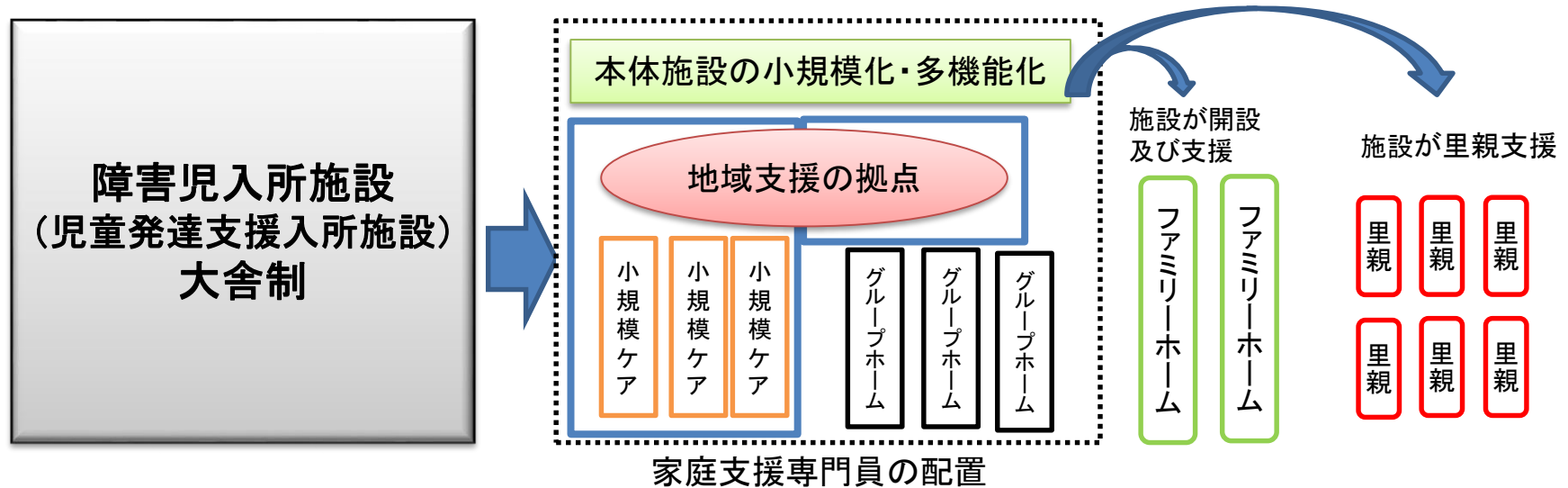


# 社会的養護機能の充実

～小規模ケア・地域分散化の推進～

参考資料1

- ・障害児入所施設の入所児童は、重度・重複障害、行動障害、発達障害、被虐待等多様な状態像を示しており、子どもの豊かな成長のためには、個々の状態像に応じたいい暮らしの場を提供していくことが必要である。
- ・平成23年度障害者総合福祉推進事業「障害児入所施設の小規模ケア化、地域分散化を推進する上での課題に関する調査」においては、先進的な施設の実践から、子どもたちの豊かな成長・発達のために「小規模な居住形態での暮らし」が有効であるとの報告がなされている。
- ・この調査報告を受け、平成24年度からは「小規模グループケア加算」が創設され、小規模グループケアに取り組む施設も徐々に増えてきた。
- ・今後の障害児入所施設の方向性として、小規模グループケアを推進するとともに、地域小規模障害児入所施設（グループホーム）の創設や、ファミリーホームや里親の活用等、より家庭に近い環境での暮らしの場を提供する方向性を明確に打ち出すべきである。



- \* 今後の施設の建て替え時は小規模グループケアの実施を原則とし、グループホームの創設による施設の小規模化も進めていく。
- \* 本体施設は地域支援の拠点としてグループホームの運営、ファミリーホームや里親の支援も行う。
- \* 障害児入所施設への入所判断は、他の児童福祉施設との整合性を図る観点から、児童養護施設の入所要件と同様の要件を満たす場合は原則措置入所とし、有期限・有目的の利用のみ契約で利用できるものとする。

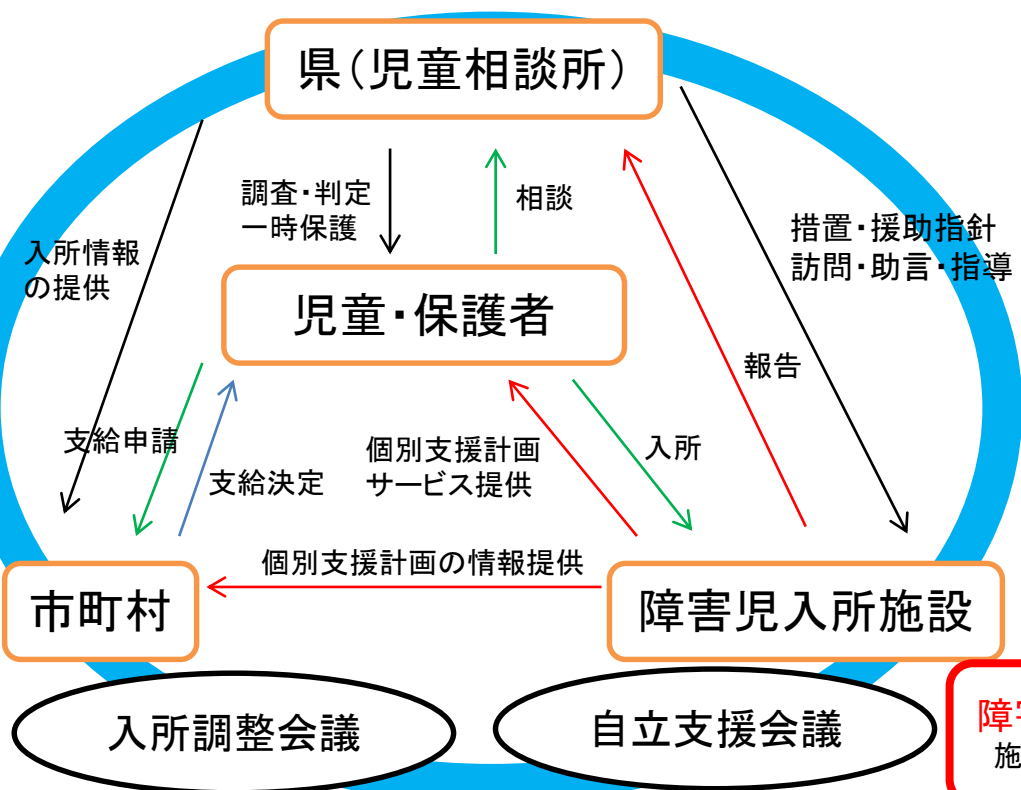
# 自立支援システムの構築

参考資料2

- ・児童福祉法改正により、20歳以上の入所期間延長規定が廃止されたため、制度の枠組み変更により支援の連続性が分断されないように、障害児施策から障害者施策にスムーズにつなぐ仕組みが必要。18歳（又は20歳）以降、利用者が地域生活、一般就労、福祉的就労、障害者支援施設の利用等を行えるよう自立支援を行う。
- ・障害者施策とのスムーズな連携を図るために、相談支援体制の強化や行政責任の明確化、自立支援協議会の有効活用、特別支援学校との連携等の仕組みの構築が必要。
- ・入所判断は県（児童相談所）に残しつつ、退所後の自立支援を見据えて市町村が入所直後から関与するシステムを構築する。

## 【入所から自立支援までのプロセス】

- ①入所にあたり、児相・市町村・施設等が参画して入所調整会議を開催したうえで、入所の措置及び契約入所の判断は県・指定都市の児童相談所（以下、「児相」）が行う。
- ②児相は児童の援助指針を作成し、施設に送付し、児童の出身市町村に入所情報を提供する。
- ③施設は援助指針に基づいて児童の個別支援計画（自立支援計画）を作成し、本人及び保護者の交付するとともに、市町村に情報提供する。
- ④児相は、児童の入所中の状況について訪問、助言、指導を行う。
- ⑤児童の自立支援に向けて、本人・保護者・児相・市町村・施設（必要に応じて関係機関の参加）による自立支援会議を実施する。
- ⑥自立支援会議の結果を踏まえて、18歳（または20歳）以降の進路を決定する。



**障害児自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設**  
施設退所後、一定期間小集団による共同生活と自立支援を行う

自立支援会議の実施責任者は児相とし、児童本人・保護者・市町村・施設の出席は必須とし、必要に応じて特別支援学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、その他関係機関の協力を得て開催する。

## 障害児入所施設における社会的養護が必要な児童

### ●平成29年度全国知的障害児入所施設実態報告書(日本知的障害者福祉協会)より

#### 1. 障害児入所施設の入所理由(p91)

##### 【家庭の状況】

①保護者の養育力不足 43.3%    ②虐待・養育放棄 26.5%

##### 【本人の状況】

①ADL・生活習慣の確立 35.9%    ②行動上の課題改善 26.9%

#### 2. 平成28年度の新規入所者に占める被虐待児の割合(p90, 92, 93)

新規入所者947名(措置582名・契約365名)のうち、

虐待による入所 354名

新規入所者に占める被虐待児の割合 37.4%。

\*虐待の判断は、施設が児童票や家庭での生活実態から虐待と判断したケースも含む

#### 3. 入所児童の保護者の状況(p98.99)

①両親世帯 38.0%

②母子世帯 32.5%

③父子世帯 10.4%

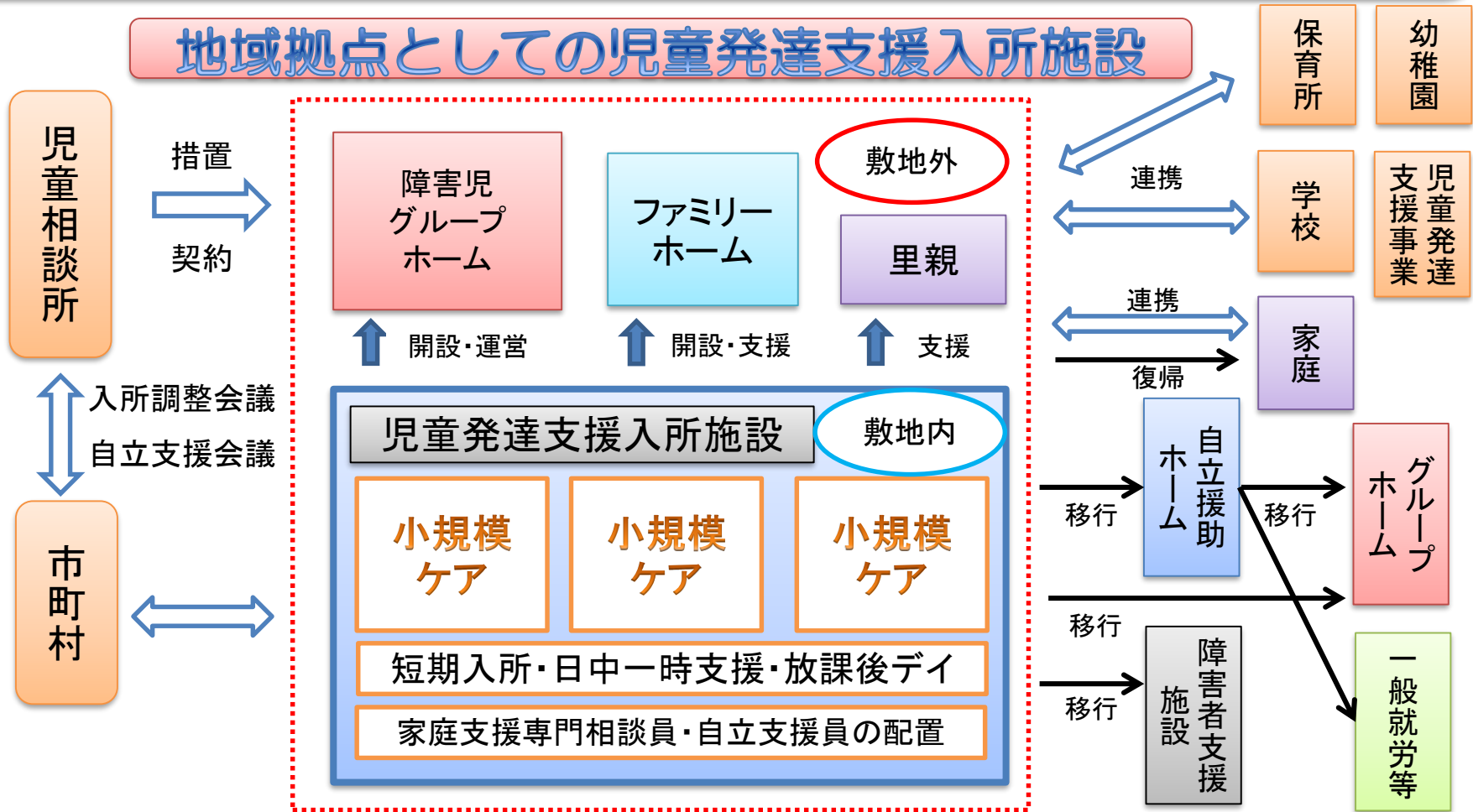
④祖父母・親戚が保護者世帯 3.5%

⑤きょうだいのみ世帯 0.6%



# 障害児入所施設（児童発達支援入所施設） の将来像のイメージ図

- ・障害児入所施設（児童発達支援入所施設）は、入所支援だけを行うのではなく、地域支援機能を明確に位置づけることにより、障害児及びその家族を支援する地域における拠点施設としての機能を持つものとする。
- ・入所機能は、本体施設を小規模ケア化するとともに、グループホームやファミリーホームの開設・運営・支援、里親支援等の機能を持つものとする。
- ・児童の入所にあたっては、児童相談所を中心として市町村・施設を交えた入所調整会議を実施するとともに、退所後の自立支援に向けての自立支援会議を開催する。



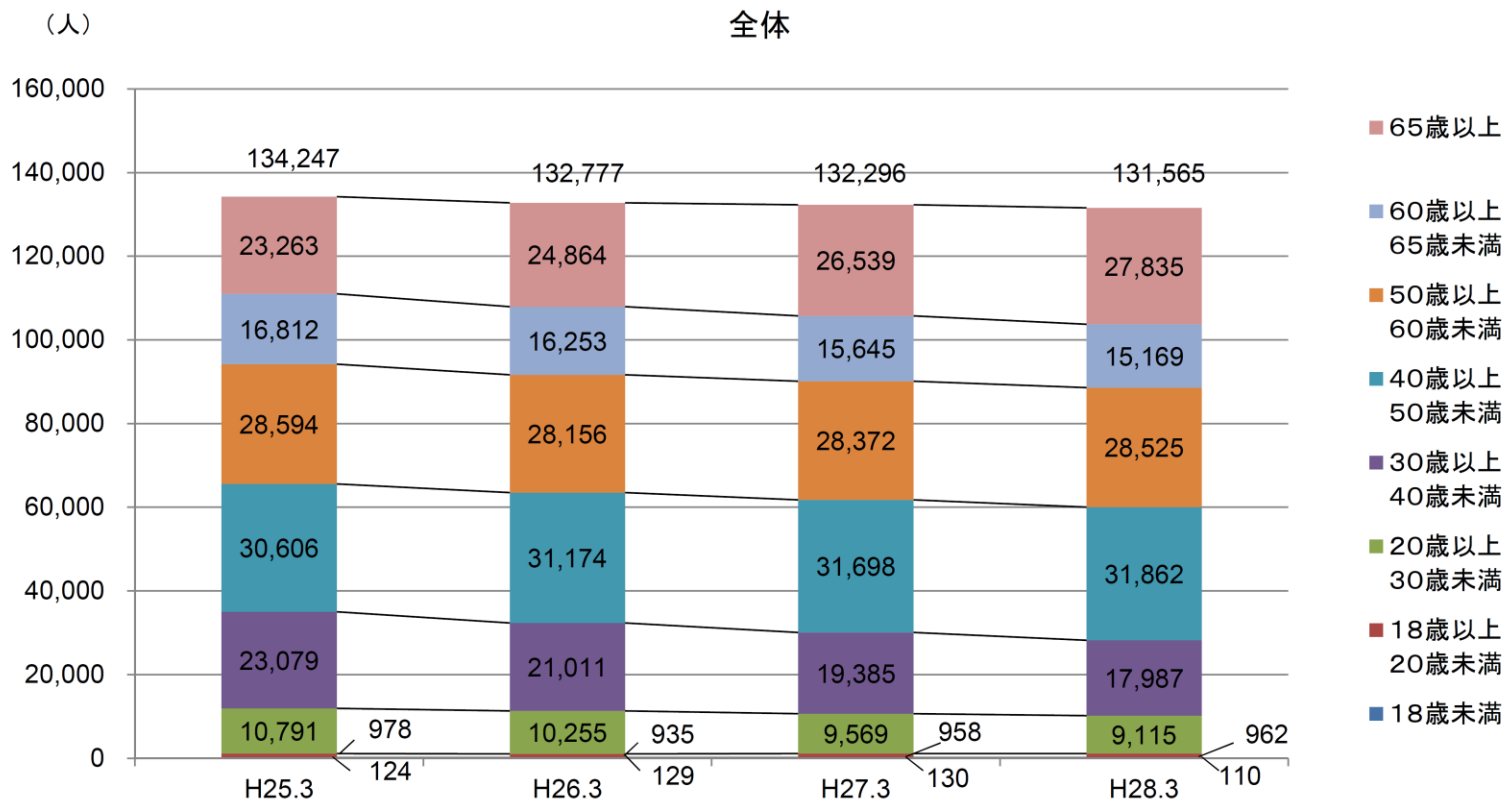
## 障害者支援施設の設置年代

○平成29年度全国知的障害児者施設・事業実態調査報告(公益財団法人日本知的障害者福祉協会  
(より抜粋):設置年代別施設数

西暦	～1950年	1951年 ～1960年	1961年 ～1970年	1971年 ～1980年	1981年 ～1990年	1991年 ～2000年	2001年 ～2010年	2011年 ～	計
障害者支 援施設	3	19	116	280	314	315	129	24	1,200
%	0.3	1.6	9.7	23.3	26.2	26.3	10.8	2.0	100

## 施設入所支援の利用者数の推移（年齢階級別）

○ 年齢階級別の利用者数について、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、18歳未満については11.3%減少、18歳以上20歳未満については1.6%減少、20歳以上30歳未満については15.5%減少、30歳以上40歳未満については22.1%減少、40歳以上50歳未満については4.1%増加、50歳以上60歳未満については0.2%減少、60歳以上65歳未満については9.8%減少、65歳以上については19.7%増加している。



(出典：国保連データ)

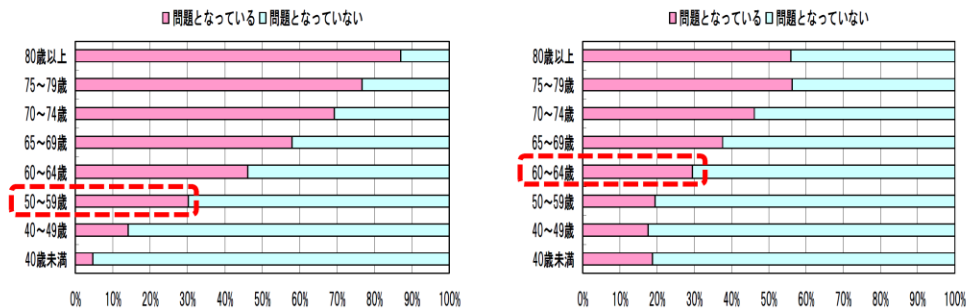
# 障害者支援施設における高齢化・老化・早期退行等の状況

- 老化や早期退行などによって日常生活に問題を抱えている者の割合は、知的障害関係施設・事業所利用者が17.4%、身体障害関係（障害者支援施設）で21.2%、精神障害関係（グループホーム等）で11.6%である。
- これを年齢階層と事業種別ごとにみると、**知的障害関係の障害者支援施設においては、50歳代で老化や早期退行が問題となっている者の割合が3割に達し、60～64歳で45.9%、65～69歳で57.6%の利用者がこれらの問題を抱えている。**  
また、**身体障害関係の障害者支援施設においては、60歳代で老化や早期退行が問題となっている者の割合が3割に達し、65～69歳で36.9%、70～74歳で44.8%の利用者がこれらの問題を抱えている。**
- **知的障害関係のグループホーム等の事業所においては、60歳代で老化や早期退行が問題となっている者の割合が4割に達し、65～69歳で46.0%の利用者がこれらの問題を抱えている。**  
一方、精神障害者のグループホーム等の事業所においては、その割合が50歳代で7.2%、60～64歳で17.7%、65～69歳で27.4%である。

- 高齢化・老化及び早期退行など問題となっている数  
(上段:問題となっている人数 下段:対象者数)

	知的障害関係	身体障害関係	精神障害関係	計
障害者支援施設	3,676人 (21.7%) /16,956人	1,948人 (21.2%) /9,175人		5,624人 (21.5%) /26,131人
生活介護事業所	911人 (11.2%) /8,138人			911人 (11.2%) /8,138人
グループホーム等	1,077人 (14.6%) /7,361人		198人 (11.6%) /1,700人	1,275人 (14.1%) /9,061人
計	5,664人 (17.4%) /32,455人	1,948人 (21.2%) /9,175人	198人 (11.6%) /1,700人	7,810人 (18.0%) /43,330人

## 〔知的障害関係〕 障害者支援施設 〔身体障害関係〕



## 〔知的障害関係〕 グループホーム等事業所 〔精神障害関係〕

